

東海村モダンダンス連盟規約

第1章 総則

第1条 本会は、東海村モダンダンス連盟と称する。

第2条 本会は、理事長宅に事務所をおく。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、モダンダンスの健全なる芸術創作を進めるとともに、広く地域の文化向上を図ることを目的とする。

第4条 本会は、次の事業を行う。

1. モダンダンスの活動の育成及び普及に関する事業。
2. モダンダンスの紹介、調査研究。
3. 文化振興のための協議。
4. その他、目的達成のために必要な事業。

第3章 組織

第5条 本会は、東海村において活動するモダンダンス団体によって組織される。

第4章 賛助会員

第6条 本会に賛助会員をおく。

1. 本会の趣旨に賛同し、所定の申し込みをした者を賛助会員とし、賛助会員台帳に登録する。
2. 賛助会員は、前項の申し込みをする際、併せて賛助金を納入するものとする。
3. 本会は、賛助会員に対し、毎年度事業実績及び決算並びに、事業計画及び予算について報告するものとする。

第5章 役員

第7条 本会には、次の役員をおく。

1. 理事長1名、副理事長1名、書記1名、会計1名、監査1名。

2. 理事長は本会を代表し、会務を総理する。
3. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき若しくは欠けたときは、その職務を代行する。
4. 書記、会計は本会の庶務及び会計を処理する。
5. 監査は会計を監査する。

第6章 会議

- 第8条 会議はすべて理事長が招集する。
- 第9条 総会は、役員、代議員及び賛助会員によって構成する。ただし、代議員数は役員会によって定める。（各教室 5名）
- 第10条 総会は定期総会と臨時総会とする。
- 第11条 総会は、役員、代議員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 第12条 総会に付議するべき事項は次のとおりである。
1. 事業報告及び決算に関すること。
 2. 事業計画及び予算に関すること。
 3. 規約の改正に関すること。
 4. 役員を選任に関すること。
 5. その他必要な事項。
- 第13条 役員会に付議するべき事項は次のとおりである。
1. 事業計画及び事業遂行に関すること。
 2. 会計上の運用及び遂行に関すること。
 3. 会の入退会、役員の分担に関すること。
 4. 代議員数。
 5. その他必要事項。

第7章 会計

- 第14条 本会の経費は、次に掲げるものをもって支弁する。
会費 年300円
- 第15条 本会の、会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附則

1. 本規約は平成24年 4月 1日から施行する。